

令和2年度青東山記念館館長講座
「一関市域の江戸時代犯科帳」

第1回

一関市域で行われた江戸時代の死刑のはなし

令和2年8月22日（土）13時30分～15時
於 大原市民センター大ホール

はじめに

1) はなしの趣旨

死刑は現在のわが国で最も重い刑罰だが、江戸時代においてもやはり最も重い刑罰だった。しかし、現在のわが国の死刑は絞首刑1種類のみだが、江戸時代には犯罪の凶悪度に応じて数種類の死刑があった。

それでは、江戸時代の一関市域においては、どのような死刑が如何なる形で執行されたか。江戸時代の一関市域は、一関藩領と仙台藩領の両者があるので、この両藩についてこの点を探ってみたい。

2) 利用する資料

i) 仙台藩関係

・伊達治家記録

享保4年(1719)までは『仙台藩史料大成 伊達治家記録』1～23巻（宝文堂、1972～1982年）、それ以降は仙台市博物館蔵の写真版を利用

・高倉淳 編『仙台藩刑罰記』（自費出版、今野印刷、1988年）

原本は宮城県図書館蔵、明和7年（1770）までの刑事判例を収録

・宮城県史編纂委員会編『宮城県史』31・資料篇8（宮城県史刊行会、1962年）

一関市千厩町・白石家や大東町・鳥畠家の文書を一部収録

・その他

ii) 一関藩関係

・増補刑罪録

一関市川崎町門崎字千手堂の佐藤順一氏蔵、元禄10年（1697）10月～安政3年（1856）11月の判例2,712件を収録（1つの事件が複数箇所に分けて記載されている場合があるので、実際の事件数はこれより少ない）

I 現在のわが国の死刑制度

1) 現行刑法の死刑規定

・刑法第11条① 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

死刑は、死刑宣告を受けた者の命を奪うことのみが目的だから、できるだけ苦痛の少ない方法が採用されねばならない。その方法として、現在のわが国は絞首という方法を採用し、非公開で執行している。

2) 絞首台の変遷 [資料 1]

・現在の絞首方法

・明治 3 年 (1870) 12 月布告「新律綱領」の絞首台

・明治 6 年 (1873) 2 月改正の絞首台

(参考) 清代中国の絞首刑

II 江戸時代の庶民に対する死刑の種類

1) 幕府及び仙台・盛岡両藩

・幕府 (寛保 2 年(1742)制定『公事方御定書』下巻第 103 条) [資料 2]
鋸挽 磬 獄門 火罪 死罪 下手人

(武士の死刑としては、切腹と斬罪=打首)

・仙台藩 (年未詳『格書抜』)

竹鋸にて挽き磔 火罪 磬 獄門 切捨 (=斬刑) (刎首)
(磔より火罪が重罪)

(武士の死刑としては、牢前において斬罪・牢前において切腹・その身屋敷にて切腹)

・盛岡藩 (文化 5、6 年(1808、9)制定『文化律』第 113 条)

磔 獄門 死罪 下手人 (鋸挽・火罪なし)

2) 一関藩『増補刑罪録』にみられる死刑

・火罪 磬 獄門 死罪 切捨 (=斬罪) 打首 (=討首・刎首)

III 一関市域の処刑場

1) 一関藩の常設処刑場 [資料 3]

『増補刑罪録』にみられる死刑で、場所が特定されている事例としては、「橋田において獄門」(75 号、467 号)「橋田において刎首」(56 号)、及び「磐井川同心町末川原にて獄門」(294 号)がある。また、「牢前において討首」も数件(47 号、76 号等)あるが、多くは武士が対象のようである。このほかの多くの死刑執行は場所が特定されていない ([資料 4] 参照)。

しかし、学芸員の張基善氏から、一関藩の常設処刑場は、旧鬼死骸村の橋田原にあり、そこで天明 5 年(1785)11 月に藩の医師達により臍分け (=死体解剖) が行われたことを教えられた。その対象となったのは無宿の豊吉であり、『増補刑罪録』123 号によれば、豊吉は土蔵を破って衣類・錢を盗んだ罪で獄門に処された者である。

2) 仙台藩の常設処刑場 [資料 5]

一方、仙台藩の常設処刑場は、藩政初期には少し変遷があるが、中期以降は現在の泉区七北田にあった。仙台藩は、犯罪容疑者を城下まで連れて行き、評定所と呼ばれる裁判役所で裁判を受けさせたが、一関市域の仙台藩領民がこの七北田の常設処刑場で公開して死刑に処された事例も多い ([資料 6] 参照)。例えば、

- ・元禄 11 年（1698）、東山千厩町の平助は、村々で炎を据えることに託して人々をだまし、金を取ったとして「七北田において斬棄」の判決を受けた（『肯山公（4代綱村）治家記録』同年 6 月 29 日条（『仙台藩史料大成 伊達治家記録』20 卷 282 頁））。
 - ・享保 2 年（1717）11 月 22 日、西磐井一関村八内の妻は、儀太夫という者と通じて儀太夫に斬殺されたことにより、「七北田において 尸梶首」と宣告された（『獅山公（5代吉村）治家記録』巻の 57、同年 12 月朔日条）。
 - ・享保 11 年（1726）8 月 25 日、東山薄衣村泉田塙小人浅右衛門子の友助が、百姓与惣左衛門の下女と和姦し、その女を殺して自分も死のうとしたが死にきれなかったとして、「七北田において斬刑」とされた（『同上』巻の 92、同日条）。なお、『仙台藩刑罰記』342 号にもこの事例が掲げられている。
- など多數。

IV 所仕置き

江戸時代の死刑は、上記の常設処刑場で行われるばかりでなく、犯罪発生地ないし犯人居住地で行われる場合もあった。この場合、具体的に地名が示される事例のほか、「本所において」「その所において」等と指示される事例も多いので、このような死刑を私は「所仕置き」と呼んでいる。

1) 一関藩の所仕置き

- ・元禄 14 年（1701）11 月、流涌津村の治郎吉は、不孝の上、父子兄弟と田地を争ったとして、「本所において獄門 家屋敷欠所」の判決を受けた（『増補刑罪録』2 号）。
- ・享保 19 年（1734）11 月、下黒沢村七兵衛子の三治郎は、永牢に処されていたところ、赦によって追放処分となつたが、立ち帰って盜みを働いたため、「本所において討首」とされた（『同上』1111 号）。
- ・元文 5 年（1740）9 月、徳田村の儀兵衛は、肝入の長左衛門の落ち度でもないことを訴え、同人の倅から金子を貰り取り、村方へ割り渡すべき金子まで押領した罪で、「所において獄門、家財・持ち高とも欠所、家内人数は奴」に処された（『同上』457 号）。

一関藩の中心的な裁判役所は御僉議所と呼ばれているが、そこで死刑判決を受けた者の一部が、その居住地での死刑執行に処されている。なぜこうした所仕置きが科せられたのかについて『増補刑罪録』は何ら語っていないが、居住地で処刑することにより、おそらく死刑囚をよく知っている者たちに、こういった悲惨な刑罰を受けたくないと思わせ、犯罪発生を予防しようとしたのだろう（「刑は刑無きを期す」＝『無刑録』）。

しかし、この所仕置きを行うためには、まずその執行場所をその村に作らなければならない。また、処刑場の番人や、出張てくる藩役人の接待等にも村人が動員されたであろう。所仕置きには、犯罪発生予防効果の一方で、その死刑囚と何ら関係のない村人が様々な負担を強いられたと思われる。この負担については、『増補刑罪録』は何も指摘していないが、仙台藩が一関市域近傍で行った所仕置きをみると、この点がよく分かる。

2) 仙台藩の所仕置き

仙台藩の『治家記録』には、17 卷 168 頁元禄 7 年（1694）2 月 22 日条所掲の、東山島海村半四郎が、主人をないがしろにして金子を引き倒した等の罪で、「札の辻で 3 日曝し、

本所で磔」に処された記事を初めとして、相当数の所仕置き事例がみられるが、ここでは、その所仕置きが執行されるまでの経過がよく分かる2事例を、少し詳しく掲げておこう（吉田正志『仙台藩刑事法の研究』（慈学社出版、2012年）164～167頁参照）。

① 宝暦5年（1755）東山小嶋村清四郎火罪1件

本件の小嶋村は現在の一関市域ではなく平泉町域である。出典は、『宮城県史』31、564～570頁に収録される大東町大原の鳥畠家文書の宝暦5年分『御用定留』である。

さて、事件はこうである。弥惣右衛門聟養子の清四郎は日頃不行跡で、そのため組合の源四郎等が寄り合って、清四郎を家督から除く相談をしていたらしく、その中心人物である源四郎を恨んで、源四郎の長屋へ放火した。その罪で、清四郎は「道中引き晒し、その所において火罪、持道具欠所」の判決を下された。

この判決に基づき、東山小嶋村で6月25日に清四郎の火罪が執行されることになり、晒し日は同月25日、27日、29日、7月2日、3日、6日、11日の計7日と決まった。また、判決内容を認めた晒し小旗と立て札も用意された。同時に、現地代官に対し、火罪用の柱や焼柴等の準備が命じられ、晒し日数中の番人や取り片付けは、近所の乞食・癩人に申し付けることも命じられた。

6月22日昼8ツ時（＝午後2時頃）に清四郎は米ヶ袋の牢屋敷から引き出されて馬に乗せられ、足軽2名及び宿場毎に動員される棒突4名と小旗持ち1名に付き添われて、晒されつつ護送された。この護送中の食事は宿賄いであり、夜には宿場より不寝番が付けられた。途中北上川の洪水に出会ったりして、予定通りの現地着が危ぶまれる事態もあったが、どうにか24日暮れには北上川を渡ることができ、予定通り25日に小嶋村に着いて千厩足軽に引き渡され、即日処刑が行われた。

処刑場は、田畠に支障を来さない峠という場所に設定され、晒し日については、江戸で凶事のあった関係で、予定されていた27、29両日は取り止めとなり、翌月2日以降のみ実行された。

なお、処刑人としては仙台城下の被差別民である「穢多」2名が動員されている。彼らは路銭（＝旅費）として1人につき1泊まり100文づつとして、当面800文が役所より支給されたが、これは村に代わって出発時に立て替え支給されたものであり、最終的には村償いとして村の負担になるものであった。

② 享和元年（1801）伊沢相去御足軽吉郎太磔1件

本件の出典は、宮城教育大学附属図書館蔵『仙台藩判決録』47号である。

事件は、相去のうち六原の足軽吉郎太が、乱心して母親を殺害したというものである。これも現金ヶ崎町の事例で一関市域ではないが、地理的に近いということで参照したい。この事件を起こした吉郎太は「札の辻において3日晒し、竹鋸にて挽き、土丁・市中・道中とも引き晒し、その所において磔、家財欠所」と宣告された。乱心とはいえ親殺しという最も凶悪な罪を犯したため、竹鋸にて挽き磔という最も重い死刑を科されたのである。

そこで、まず仙台城下の札の辻（＝芭蕉の辻）で3日間の竹鋸挽きの晒し刑に処され、そのうえで城下の侍屋敷地・町人地及び相去村までの道中晒しで護送され、六原で磔刑が執行されることになる。処刑日は5月26日とされ、仙台からは足軽2名が付き添い、道中宿々より馬を出してそれに乗せ、また棒突4名も動員されている。泊まりにはやはり宿場に不寝番が命じられた。

さらに、仙台からは死刑執行人として「穢多」2名の派遣も手配され、その路銭として2名7泊分1貫400文が支給され、また小旗持ちも1名動員されて同じく7泊分700文が渡された。この路銭は①と同様村償いであり、出発時に役所によって立て替え支給されたもので、のちに村より御郡方会所へ納付すべきものであった。

なお、磔に使用する鐙2本も仙台の牢屋敷から貸し出されて処刑地に送られた。この鐙は、処刑後^{わら}蓬包みにして印符をつけ、宿々より宰領^{さいりょう}1名を出して宿駅送りで仙台牢屋敷に返却される手筈になっていた。

一方、現地ではまず処刑場の設営が検討されたが、村内には容易に適地を見出せず、最終的に相去村と隣村の三ヶ尻村との村境の大倉沢という空き地を使うことが認められた。

処刑の後片付け及び晒し中の番人には、近所の乞食・癩人が使用された。晒し日数は5月26日、6月2日、3日、4日及び5日の計5日と定められたが、屍は26日だけ懸けておいて、残り4日間は杭と立て札だけを処刑場に立てておくよう命じられた。

以上、やや詳しく所仕置きの実態を紹介した。同藩は、享保14年(1729)に、火罪・5人以上の徒党・不忠不孝・1村を騒がせた者については、所仕置きをすることがあるとの法令を出している。主殺し・親殺し、放火、百姓一揆といった犯罪を対象に、所仕置きの執行を許していたことが分かる。これらの犯罪者を悲惨な死刑に処すところを身近な人々にみせることで、同様の犯罪を未然に防止できると考えていたのだろう。

おわりに

現行刑法で死刑が科せられる犯罪は、内乱罪(第77条)、外患罪(第81条・第82条)、放火罪(第108条)、出水罪(第119条)、殺人罪(第199条)等18種類であるが、江戸時代には相当広い犯罪に死刑が科せられた。しかも、その死刑は、藩の処刑場のみならず、犯罪発生地・犯人居住地での執行(=所仕置き)で公開して行われる事例も多く、江戸時代の人々は、現在私たちに比べて、死刑を実際にみる機会が多かったに違いない。

仙台藩・一関藩もこの例外でないことをこれまで詳しく述べてきたが、これも芦東山の主張する、刑を科せられるような犯罪をなくすために、あえて刑の執行をみせたのだろう。

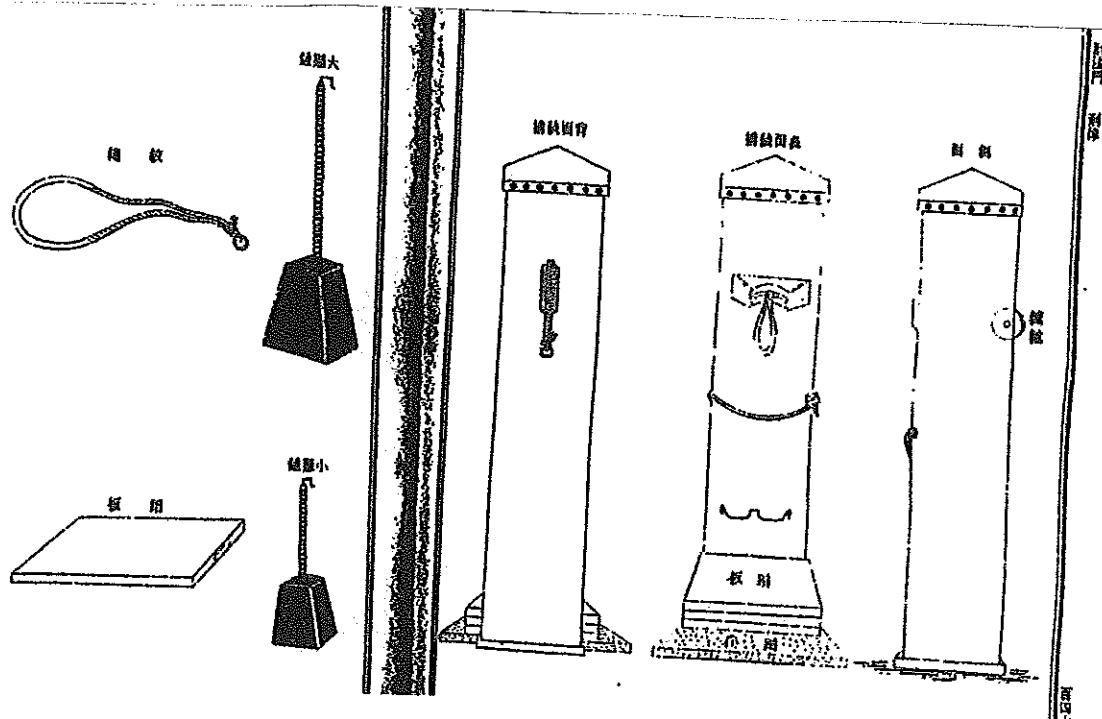
刑罰を犯罪発生抑止の1つの手段と捉える考え方、確かにそれなりの説得力をもつ。しかし、むごい刑罰をみせれば必ず犯罪が減るかというと、そうとばかりいえないのが実際ではないか。なかには死刑になりたいために人を殺すとか、障碍者は生きる価値がないから殺してしまうなどと、身勝手な考えをもつ個人もある。

また、例えば貧富の格差、いじめなどの人間関係、介護の疲れ等々の社会的環境、テロや暴動等の政治的要因、さらに災害や気候変動、疫病の蔓延等の自然環境においても、犯罪を生み出す条件はあり得るのだから、死刑になる恐怖があっても犯罪に走るケースのあることも事実だろう。

もちろん、この地球上から犯罪をなくすことは、これまで多くの人々(芦東山はまさにその1人である)によって追求されてきたし、またこれからも追求され続けることだろう。それは実現できるのか、単なる理想ではないのか。この答えを見付けるのは難しいことではあるが、芦東山の想いを受け継ぐことがこの記念館の使命であることを、お伝えしておきたい。

(資料1) 絞首台の変遷

(1) 明治3年12月 四新律綱領の絞首台



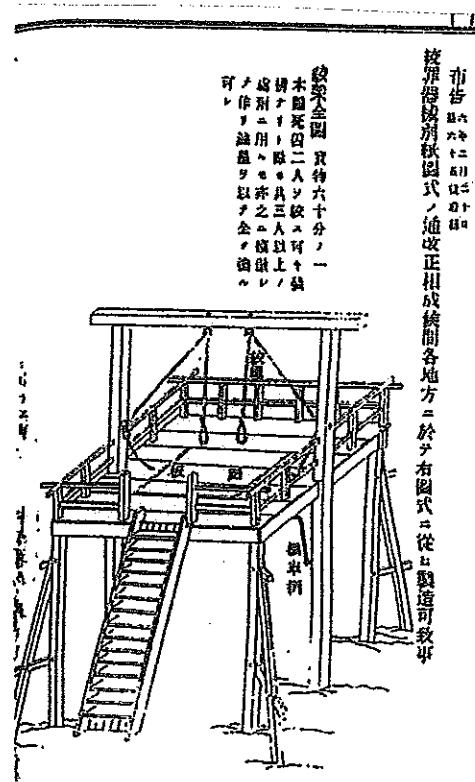
(法規分類大全)

(2) 明治6年又月改正の絞首台

(参考) 中国清代の絞首刑



[仁井田型 中国法制史(増訂版)]
(岩波全書, 1963年)口絵



(法規分類大全)

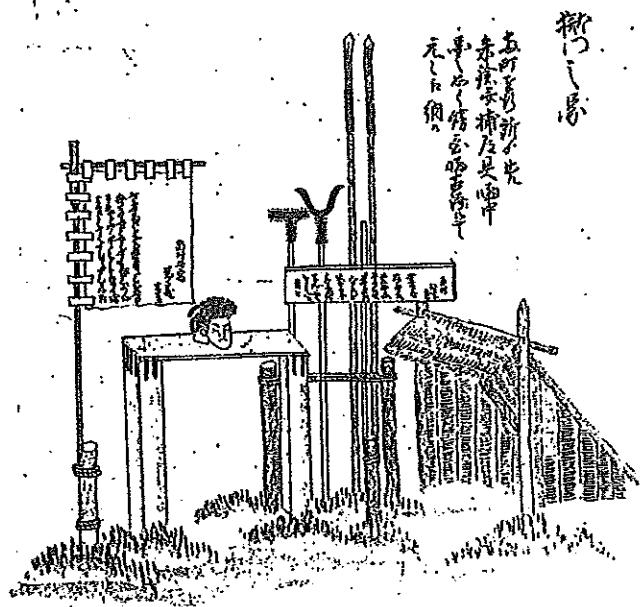
(資料2) 徳川幕府の死刑

(1) 鋸挽

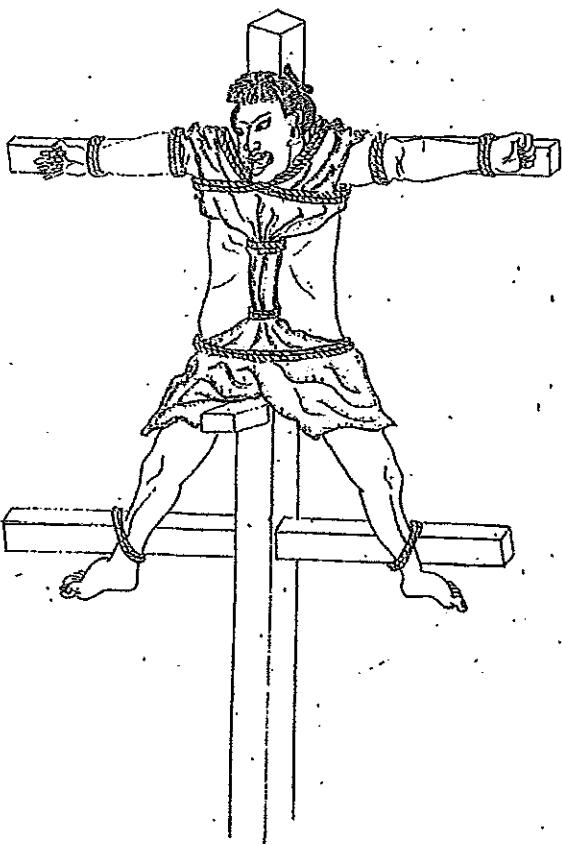


(徳川幕府刑罰図譜本編)

(3) 獄門



(2) 石磔



(同右)

(刑罪大判鏡)

(5) 死罪



(6) 下手人

(4) 火罪



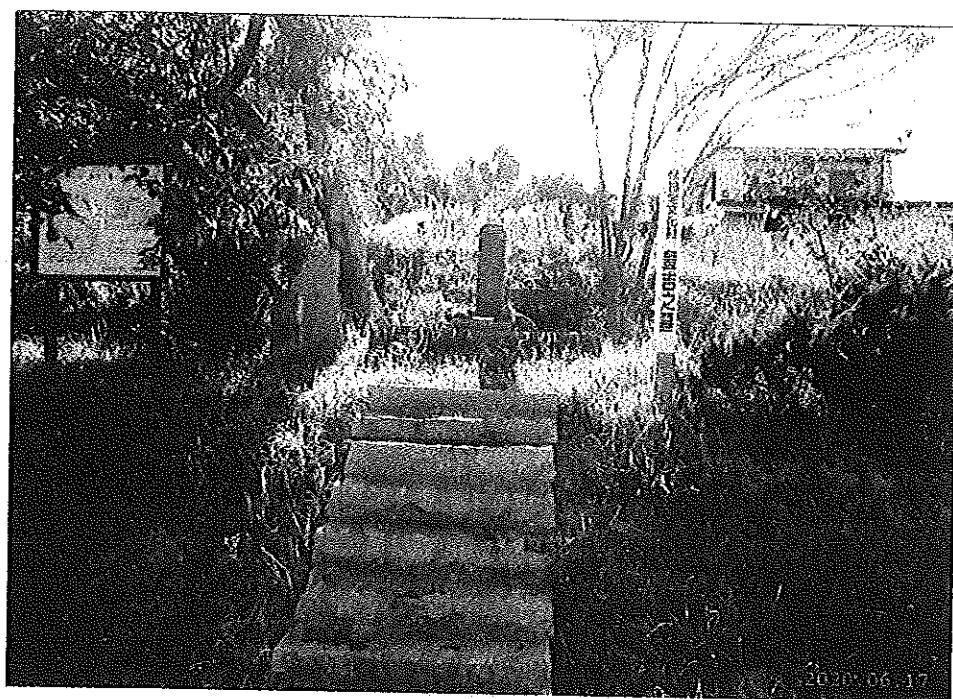
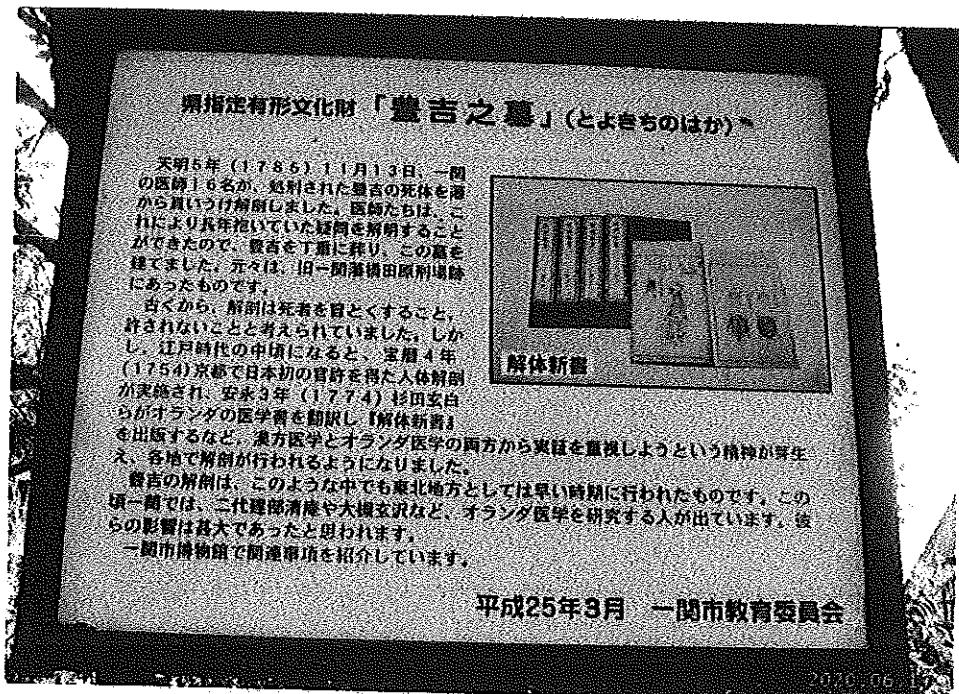
(同右)

(刑罪大秘鏡)

(参考) 引廻し(同上)



〔資料3〕 - 亂藩の常設処刑場



[資料4] 『増補刑罪錄』に見られる一関市域一閑藩領の死刑事例

No.	判決年月	名字	前住所	現住所	罪状	死刑種類・場所	通し番号
1	元禄11年(1698)5月	明学	東山南小梨村山伏	保邑羽山祭礼で殺人	刎首(橋田?)	15	
2	元禄11年(1698)8月	権吉	流電沢村肝入甚十郎下人	酒狂で人を溺死させる	於其所切捨	16	
3	元禄11年(1698)8月	基蔵	東山南小梨村	田地の件で代官の指図に背く	斬罪(橋田?)跡欠所	1519	
4	元禄12年(1699)4月	五兵衛	大町助惣惣妻	密通の上、放火	火罪(橋田?)	33	
5	つま	半三郎	上黒沢村惣兵衛子	面透を追い出す	斬罪・獄門(橋田?)	1	
6	元禄13年(1700)6月	三学	山伏	物取りに人を殺す	斬罪(橋田?)	17	
7	元禄13年(1700)6月	与治	手木	盗の上、人に難を付ける	斬罪(橋田?)	42	
8	元禄13年(1700)6月	普内	手木	御用金盜	斬罪(橋田?)	43	
9	元禄14年(1701)5月	普左衛門	大町	豊太夫妻を男に密金させて金を取り企み	斬罪・獄門(橋田?)	402	
10	元禄14年(1701)5月	普左衛門	治郎吉	不孝の上、父子兄弟田地出入り	於本所獄門、家屋敷欠所	2	
11	元禄14年(1701)11月	治郎吉	流浦澤村	不孝公人受状へ謀判	斬罪(橋田?)	292	
12	元禄15年(1702)夏8月	伝内	中間	博友、小納戸金盜	於牢前討首	47	
13	宝永4年(1707)10月	佐藤長助	不明	乱心にて親を殺す	磔(橋田?)、死體掘り起こし	4	
14	宝永5年(1708)6月	半助	流沢村半十郎弟	親へ手向かひ打擲	於本所獄門	5	
15	正徳元年(1711)12月	八助	上黒沢村	密通のため永牢中、案外の所行	討首(橋田?)	2424	
16	正徳2年(1712)3月	三吉妻	流浦澤町	酒狂で殺人	於本所死罪	19	
17	正徳3年(1713)11月	清助	東山青馬場村	廻々にて盜	於本所勿首	51	
18	正徳3年(1713)12月	又六	流沢村	江戸御小遣方引負	於牢前討首	443	
19	正徳5年(1715)11月	伊藤郷助	不明	切支丹方腰面盜	於牢前勿首	52	
20	享保2年(1717)6月	山本治兵衛	不明	密通の上出奔	獄門(橋田?)	408	
21	享保2年(1717)11月	新八郎	文殊院三郎	殺人	打首(橋田?)	20	
22	きく	有壁町弥三郎下女	山伏	江戸中屋敷土蔵を破り、米を盜	於橋田勿首	56	
23	享保3年(1718)10月	三善坊	三善坊	不行跡、所々にて盜	切捨(橋田?)	1107	
24	享保6年(1721)11月	八内	三善村作十郎牛	殺人を強殺	打首(橋田?)	22	
25	享保7年(1722)6月	喜助	流陽生村臺左衛門子	強盜殺人	於牢前討首	59	
26	享保10年(1725)12月	弥四郎	狐渉寺村三郎兵衛家内	傍輩の刀を盗、湯屋で盜	於本所切捨	24	
27	享保13年(1728)8月	加納吉右衛門	不明	人主・口論の謀判、出奔自雪	於本所獄門	25	
28	享保14年(1729)12月	長十郎	東山金田村仲三郎子	酒狂口論の上殺人	切捨(橋田?)	1111	
29	享保16年(1731)5月	平九郎	東山増沢村百姓	肝入を説告し、伴より金を取る	於所獄門 家財等欠所	457	
30	享保19年(1734)11月	三治郎	下黒沢村七兵衛子	御用金を自由にする	於牢前討首	459	
31	元文2年(1737)9月	八内	大内原泉召仕無官	大酒にて親を打擲、毎晩	於所獄門	6	
32	元文4年(1739)8月	甚内	流味村	無宿、所々で威破り、盜を渡世	於橋田獄門 持道具欠所	75	
33	元文5年(1740)9月	儀兵衛	德田村	囚人へ鋸・小刀を隠し入れる	於橋田獄門 持道具欠所	467	
34	寛保元年(1741)9月	片岡五左衛門	不明	先年出奔立帰、再度追立帰	於本所獄門	1122	
35	寛保2年(1742)11月	又四郎	松五郎	小納戸金盜	於牢前打首	76	
36	宝曆2年(1752)11月	太郎	同村五助子	追放立帰、妻を傷害等	於本所獄門	1123	
37	宝曆2年(1752)11月	卯之助	流金沢村追放立帰	父を切り殺す	縛(橋田?)	11	
38	宝曆3年(1753)4月	久左衛門	日形村元御賀夫				
39	宝曆3年(1753)4月	大波八郎兵衛	不明				
40	宝曆3年(1753)10月	市郎右衛門	流中村元百姓				
41	宝曆5年(1755)4月	勘太郎	流峰村				
42	宝曆6年(1756)9月						

43	宝暦 6年(1756) 9月	三助	流飯倉御賀夫	江戸大納戸位置を破り盗	打首(橋田?)	83
44	宝暦 6年(1756) 9月	左助	西黒沢村十左衛門子	匂いを抜け出し、馬を盗	討首(橋田?) 持道真久所	84
45	宝暦 6年(1756) 9月	善助	鬼死駄村	墓所櫛り起こし、屋の衣類盗	討首(橋田?) 持道真久所	85
46	宝暦 6年(1756) 9月	半助	本間善太夫旦下人	寺屋敷に忍び入り、懷米盗	討首(橋田?) 持道真久所	86
47	宝暦 7年(1757)	当太	東山德田村文五郎弟	道心者を強盗殺人(仙台藩が処刑)	於本吉郡八谷村傑 持道真久所	29
48	明和元年(1764) 2月	太郎兵衛	鬼死駄村太郎作親	悪事性長の上盜	討首(橋田?) 持道真久所	96
49	明和元年(1764) 2月	文五郎	無宿	同類を催し盜逝世	獄門(橋田?) 持道真久所	97
50	明和 5年(1768) 3月	石川喜兵衛	凡下に率どす	伯父妻と密通	獄門(橋田?)	414
51	明和 5年(1768) 3月	そへ	佐藤弁太夫妻 凡下に率どす	在船中、流人共を逃がす	獄門(橋田?)	2426
52	明和 7年(1770) 5月	太左衛門	流浦津村長源洋流人	主人留守中、金を盗	打首(橋田?) 持道真久所	100
53	明和 7年(1770)12月	平七	平田忠左衛門召仕峰村	仙台へ登せる人數帳等元り払い	打首(橋田?)	103
54	明和 8年(1771) 6月	門左衛門	足絆	追放立帰・打鄭・直訴	打首(橋田?)	1143
55	安永 3年(1774)12月	喜太夫	元足絆	所々にて盜	討首(橋田?) 持道真久所	107
56	天明元年(1781) 3月	奥松	狐禪寺村仁恕兵衛養子	討首(橋田?)	115	
57	天明 5年(1785) 3月	桐之助	無宿	打首(橋田?)	115	
58	天明 5年(1785) 3月	四郎治	無宿	打首(橋田?)	122	
59	天明 5年(1785) 8月	長松	無宿	土蔵を破り衣類盗	獄門(橋田?)	122
60		庄右衛門	無宿	土蔵を破り衣類・錢盜	討首(橋田?)	123
61	天明 5年(1785)11月	金蔵	無宿	土蔵を破り衣類・錢盜	獄門(橋田?)	123
62		豊吉	無宿	酒狂で甥を殺す	討首(橋田?)	30
63	寛政 3年(1791)1月	五右衛門	流楊生村	酒狂で甥を殺み、充り払う	獄門(橋田?)	130
64	寛政 6年(1794)0月	長太郎	浪沢村旦百姓追放立帰	強奸徒党	打首(橋田?)	338
65		勘左衛門	裏山中奥玉村	口論の上人を殺し、屍を川に捨てる	切捨(橋田?)	31
66	寛政10年(1798)11月	不明	不明	差を継し、姫かに埋める	於本所獄門	32
67		善助	流姫鳴村旦百姓治右衛門子出奔立帰	差の上姫牢	獄門(橋田?)	141
68	寛政11年(1799) 4月	辰五郎	流金沢村	御用金引負、吟味中自殺	切腹 爰財久所	496
69	文化 4年(1807)11月	平四郎	足絆	退々鳴所逃げ去り	切捨(橋田?)	2434
70	文化 4年(1807)11月	斎 長左衛門	不明	親を傷害等、入牢中に死亡	獄門(橋田?)	12
71	文化 4年(1807)11月	仲太	流浦津村、江嶋破嶋	同門前の者へ還恨で再三放火	火あぶり(橋田?)	34
72	文化 5年(1808) 5月	健右衛門	市野々村出奔立帰	処々土蔵を破り金錢・衣類盜	獄門(橋田?)	168
73	文化 13年(1816)10月	文右衛門	往臺寺門前	姿の上、放火	獄門(橋田?)	37
74	文政 4年(1821)12月	惣四郎	東山德田村清右衛門伴追放	強盜、母へ不孝、孫のところ死亡によって	獄門(橋田?)	13
75	文政 9年(1826) 8月	愛蔵	上黒沢村言蔵岱出奔立帰	寺社へ忍び入り、仏具・神宝盜	獄門(橋田?)	203
76	天保 6年(1835)12月	与太郎	上黒沢村今蔵兄出奔立帰	收納大豆を自由にする	於牢前討首	535
77	天保 8年(1837)12月	喜助	無宿	打首(橋田?)	謀畫、金子銭取る	304
78	天保 8年(1837)12月	及川伊兵衛	不明	打首(橋田?)	切捨(橋田?)	2411
79	天保 9年(1838) 9月	利惣治	足絆	獄門(橋田?)	於牢前討首	591
80		圓澄文吉	足絆	謀畫、金子銭取る		
81	天保10年(1839)12月	竹治郎	無宿	打首(橋田?)		
82		宝樹坊	本山派山伏、凡下に落とす	物取りのため旅人を傷害		
83	弘化 3年(1846)11月	入間川英之助	八大支伴	江戸御金方勤仕中、過分の引負		
84	安政 2年(1855)12月					

〔資料5〕仙台藩の常設処刑場



処刑場跡

(仙台市泉区七北田・著者撮影)

(吉田正志『仙台藩の罪と罰』)



94 奥州街道沿いにあった七北田の刑場（「仙台領奥州街道絵図」） 絵図には「斬罪場」と記されている

(『仙台市史』通史編4・近世2)

[資料6]『治家記録』に見られる一関市域仙台藩領の死刑事例

No.	記事年月日	名前	住所・周囲	罪状	処刑・場所	死後が即斬罪	出典
1	寛永20年(1643)12月 2日	与一郎 与一郎兄・三次郎 与一郎妹	東山松川村	父を絞殺 与一郎に同心	給人猪苗代越後が即斬罪		
2					松川村で磔		5-227
3							
4	元禄 5年(1692) 7月26日	松	東山千疋町 東山鶴添村 東山千疋町番石塙門子	醉狂で酒呑主を空き巣す 主人を殴る、自付へ直訴	轟首(七北田?)	札の辻に3日獄し、本所で磔	16-212
5	元禄 7年(1694) 2月22日	平四郎					17-168
6	元禄10年(1697)12月22日	新兵衛					
7		源十郎妻					19-525
8	元禄11年(1698) 3月21日	作内	東山茂民村	密通の上出奔			
9	元禄11年(1698) 6月29日	平助	東山千疋町 東山千疋町	下女を南部女ど巻り死する 糸所を点するに配し金を取る	於真所轟首(敵で地獄追放)	於七北田斬棄	20-212
10	元禄13年(1700) 6月27日	六三郎	四兵衛	南部女を本官へ死るため脇道を通る	於所磔		20-282
11		大之丞					
12	元禄13年(1700)12月10日	与八郎	二闕村頼族	東山の女を南部女と巻り死する 懐孕・密篠	於所轟首(牢先)	於所轟首(敵族で轟首)	21-480
13	元禄15年(1702)正月 18日	五兵衛	流西長井	死罪を負う取り、他領へ通した	於真所磔		21-522
14	元禄15年(1702) 6月27日	赤蔵	東山鷹海村	肝入のとき謀畫謀判で金を盗む	於其所轟首		22-329
15		三蔵	東山下折壁村	強盜殺人(屋主の始・稚子を殺す)	途中引き廻し、於其所磔		23-123
16	元禄16年(1703)12月25日	助内	一闕町	妻を盗み、於七北田物音	於七北田物音		
17							
18	宝永元年(1704)11月22日	平七	東山舞草村	惣代並り(前沢町兵衛等共犯)	仙台で3日獄し、邊中廻し、於前沢町懲		2
19	宝永 6年(1709)12月27日	三次	東山舞草村長藏下人	要心して殺人	於本所斬刑		
20		瀧右衛門	東山舞草村次左衛門彌養子	自分の姫代を主人になすり付けた	於其村懲		6
21	宝永 7年(1710)11月21日	助左衛門	東山中川村百姓	長藏に虚難を負わせた	於其村轟首		25下
22		仲右衛門	東山天狗田村	名子七内と争競して密かに殺す	於其所轟首		
23		勤三郎	西岩井流案板村義候	他邦に奉仕、益	於下余田村轟首		29
24	正徳元年(1711)11月11日	久五郎	東山鷹海村久三郎男	孫七を養子にする約を変じ、説告	於本所轟首		
25		久次郎	同二男	浪川原山で盜伐し、嫌で殺人	於本所轟首		33
26	正徳 4年(1714) 3月25日	正吉	東山門崎村奸入又五郎水呑	松川村中兵衛衆を無臣者に充てる	於本所轟首		42
27	正徳 4年(1714) 8月25日	助五郎	東山西口村八左衛門家人		於本所轟首		
28		助三郎妻	東山黄瀬村小丘次家人	密通	於本所轟首		44
29	正徳 5年(1715) 3月29日	早藏	東山釣子村百速十三郎水呑兵衛子	盜	於本所轟首		46下
30	享保 2年(1717)2月28日	八内妻	西岩井一闕村	轟太夫と通じ断絶される	於七北田慶梶宮		57
31	享保 3年(1718) 4月 6日	松兵衛	一追星口田四兵衛子	東山岐路で強盗殺人	通衢に3日獄し		59上
32	享保 3年(1718) 8月26日	長八	東山門崎村慶夫孫七子	密通	各於其村轟首		60下
33		同村慶夫太郎左衛門子					
34							
35							
36	享保 4年(1719)11月晦日	平七	東山千疋町足蛭	横目と鳴り密隠を咎め、金を貪る	於郷里轟首		65
37		秀三郎					
38		警助弟・赤兵衛	東山下折壁村	密隠を咎めた横目足蛭を打擲	於郷里轟首		
39		警助妻・余・大平次					
40	享保 7年(1722) 8月25日	梅兵衛	西鎌井山目村		平泉村の宗心(道心)を殺す		
41		与藏	東山長部村		於山目村轟首		76
42	享保11年(1726) 8月25日	左助	東山夷文泉田李小人浅右衛門子	慶夫の婦と同り、婦を殺して自殺未遂	於七北田斬刑		92
43	享保11年(1726)11月11日	半六	東山藤次村	隣し横目と同り、所入宅に大勢で押し寄せ	於五串布縄		93
44		基之助	東山田河津村新藤水呑彦助子	金を奪われたと虚偽の申告	於其所斬刑		
45	享保12年(1727) 3月18日	久之丞	東山門崎村市平養父	貧窮のため妻を斬殺の上自殺未遂	斬刑(身所不明)		94下
46		八内	西岩井山目町新蔵子	窃盗	斬刑(身所不明)		
47		勘左衛門	東山大原町後断跡兵衛副人	父十左衛門を刺殺しようとした不孝	道中引き廻し、於大原塚		
48	享保13年(1728) 6月 8日	四郎左衛門	東山相川村慶民	地頭の宅地を自分の地と偽る	於本所轟首		99下

49	享保14年(1729) 7月 2日	作内	西鎌井市野々村	旧主の家で窃盗	於七北田裏首
50		墓内	東山釣子村	同村芦林寺で酒伍に劫し暴行	於七北田物首
51	享保 5年(1730) 7月 22日	墓五左衛門	東山大鷦村甚内副人	同村芦彦子八之丞妻を強姦	於七北田勒刑
52	享保 5年(1730) 9月 11日	小平	東山下所壁村慶天相頭	山田村彦七郎の太郎八放火と報告	108
53	享保 18年(1733) 5月 19日	万平	東山誠衣村作兵衛同居	邊恒から禪の元を強制する	於七北田裏首
54	享保 20年(1735) 7月 18日	七三郎	東山田河津村吉十郎子	餅つて母を打撃、兄を強みつける	119
55	享保 20年(1735) 11月 14日	小喜兵衛	東山千賀屋	強盗殺人	於七北田強
56	元文 2年(1737) 12月 21日	達作	東山獺沢村慶夫十内水香	10年來盜	128上
57	元文 3年(1738) 8月 18日	慶八	西鎌井赤堀村慶天	於七北田裏首	129中の上
58	元文 5年(1740) 12月 11日	及川源太郎	東山上奥玉村居住	同村二助妻と和姦、出奔	137下
59		京八妻	東山大原郎	民家の土と耕した	140下
60	寛保元年(1741) 2月 7日	早助	東山薄衣村六郎左衛門下人	本吉郡鹿折村伊三郎と通じ、差別どなつた	149下
61	延享元年(1744) 12月 22日	日光院悦牛	東山千賀村山伏慈眼院子	於七北田裏首	150中
62	延享 2年(1745) 6月 9日	万太	東山薄衣村慶夫	主人の娘幼少を盜姦	6下
63	寛延 3年(1750) 11月 19日	範内	西鎌井中里町平六管屋	父に殴み打くなど不孝	8下
64		輪	同郷同町源七妻	同村達し子援助を強制死	於七北田勒刑
65	宝暦 3年(1753) 2月 11日	万助	東山保昌羽村太魯兵衛妻子	胥夫の女に接淫、眼乞いの恥えを出させた	30
66	宝暦 4年(1754) 10月 21日	筋八郎	東山妙子田村甚三郎子	組内に通じ、眼乞いを貯えた	39下
67	宝暦 6年(1756) 5月 2日	勤平	東山長部村	刃物して殺人	46
68	宝暦 6年(1756) 5月 26日	久右衛門	東山笠置村	2ヶ所の腰を破つて盜	於七北田裏首
				長部村鬼生寺で多益、腰を傷害	52
				萬の銭を取つて慰安などを盗	於同所裏首

備考： No.1～15の出典は、「仙台藩史料大成 伊達治家記録」の巻数と頁数
 No.16～60の出典は、仙台市博物館蔵『鶴山公治家記録』の巻数
 No.61～68の出典は、同館蔵『忠山公治家記録』の巻数